

警戒レベル	避難情報等	気象庁等の情報	とるべき行動	休園基準	保育施設等の対応基準	
					開園（登園）前	開園時間（保育時間）中
5	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 避難する事がかえって危険である場合、自宅や近隣建物で緊急的に安全を確保する。 	休園	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への休園の連絡に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 予め保護者へ通知している避難場所へ避難させる。ただし、他の避難場所又は施設内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 保護者への「状況の連絡」と「安全を確保しつつ速やかなお迎え依頼連絡」をするように努める。 施設を閉じる努力をする。
4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報 など	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から避難する。 命を守る避難行動をとる。 	原則休園	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び施設周辺の<u>安全が確保されている場合に限り開園</u>。 保護者への休園又は開園の連絡を行う。 	
3	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 など	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動に時間を要する人（高齢者・障がい者・乳幼児など）とその支援者は避難行動をとる。 その他の人は、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	原則開園	<ul style="list-style-type: none"> 施設長が<u>周辺状況や今後の気象情報等で休園が必要と判断した場合は</u>休園とし保護者への連絡を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への迎えを依頼。 保育の中止（休園）準備。 状況により順次運営の縮小。

【留意事項】

※休園（開園）を行う基準は小城市が発令する警戒レベルに応じて原則判断し、各施設で立地条件が異なるため、ハザードマップや施設周辺の状況を確認し、各施設長で判断を行う。（休園の場合、県こども未来課・小城市役所保育幼稚園課へメール（報告様式）等にて報告を行う。以後、開園する場合も同様）

※開園前に休園の判断を行い休園した場合は、正午までに警戒レベルの引き下げ及び解除がなされ開園可能と判断する場合は、施設及び施設周辺の安全を確認した上で、受け入れ態勢が整い次第保護者へ連絡し開園する。